

学校保健安全法および 日本医師会の勧告

分類	特徴	感染症	出席停止期間
第一種	発生は稀だが垂大	ウイルス出血熱、ポリオ、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ(H5NI)、	治るまで
第二種	飛沫・飛沫核感染で流行拡大のおそれがある	インフルエンザ	発病後5日経過し、解熱後2日経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するか、適正な抗生物質治療5日間の終了まで
		麻疹 (はしか)	解熱後3日まで
		疝 (三日はしか)	発疹消失まで
		流行性耳下腺炎 (おたふく)	唾液腺腫脹後5日を経過し、全身状態改善まで
		水痘 (みずぼうそう)	全ての発疹がかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	症状が治まって2日経つまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
		結核	医師が伝染の危険がないと判断するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
第三種	飛沫感染ではないが流行拡大の可能性	コレラ、細菌性赤痢、0157など、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師が伝染の危険がないと判断するまで
	その他： 飛沫感染もある	マイコプラズマ肺炎、溶血性連鎖球菌感染症、流行性嘔吐下痢症 (ノロウイルスなど) など	医師が伝染の危険がないと判断するまで
	その他	手足口病、伝染性赤斑、ヘルパンギーナ、みずいぼなど	出席停止の必要はない

インフルエンザのようにワクチンで防ぐことができる病気は、早めにワクチンを打っておきましょう。